

令和6年度
事業報告書

令和7年4月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

はじめに	… 1
1. 公共事業の安定的・持続的な確保とその円滑な施工	… 2
2. 公共工事等の適切な入札・契約	… 3
3. 災害・除雪・防疫対応	… 5
4. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保	… 6
5. 生産性の向上	… 11
6. 経営の改善	… 13
7. 戦略的広報の推進	… 14
8. 建設業における社会的責任への取組	… 15
9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、 アンケート調査の実施	… 16
10. その他の事業・行事の開催	… 17
11. 主な要望事項等	… 19

はじめに

令和6年度の我が国の経済は、緩やかな回復を見せた一方で、長引くウクライナ侵攻や中東情勢の悪化、第2次トランプ政権の発足など、依然として先行きが不透明な状況が続いている。これらを背景とする資機材価格の高騰や人件費の上昇等により、建設業においても影響を大きく受けた。

また、令和6年度も能登半島の豪雨（前年度の地震に続く二重災害）や秋田・山形豪雨、日向灘地震など日本各地で地震・台風・豪雨等による自然災害が全国各地で発生した。地域建設業はこれらに迅速・的確に対応し、「地域の守り手」としての信頼を確かなものにしてきた。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、これからもその社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要である。そのためには建設業に従事する人々の処遇の改善を図り、引き続き、事業量の確保や建設キャリアアップシステム等による職場環境の整備、i-Construction等の生産性向上など様々な課題を克服していき、魅力ある業界となるよう前進していかなくてはならない。

以下の報告は、令和6年度、全国建設業協会（以下「全建」という。）が、これらの課題解決に向け、各都道府県建設業協会（以下「都道府県協会」という。）との連携の下に取り組んできた主な事項である。

1. 公共事業の安定的・持続的な確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

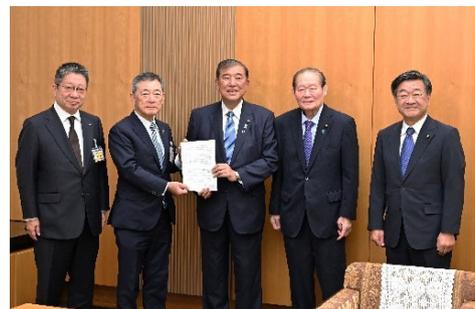
国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、5月14日・15日、奥村会長（当時）から関係大臣及び与党幹部に対し、また同月29日、今井副会長（当時）から斉藤国土交通大臣に対し、国土強靱化実施中期計画について、現行の5か年加速化対策の終了を待つことなく一刻も早く策定すること、及び災害対策の必要性・緊急性や建設資機材の価格高騰等を踏まえ単年度当たりの事業量について、5か年加速化対策を大きく上回るものとするよう緊急要望活動を行った。

その結果、6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太方針2024）で2024年度の早期に同計画の策定に取り掛かる旨が示された。

また、9月17日に「国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会」が行われ、今井会長から令和7年度当初予算における公共事業費の確保、及び実施中期計画の速やかな策定を要望した。

さらに、10月に開催された地域懇談会・ブロック会議において議論された意見・要望を「令和6年度全国建設業協会要望」として取りまとめ、今井会長及び各副会長から中野国土交通大臣、森山幹事長、鈴木総務会長、小野寺政調会長はじめ自民党幹部（11月19日）に、今井会長から鳩山内閣府副大臣（12月4日）、公明党西田幹事長、岡本政調会長（同月6日）に対して、令和6年度補正予算及び令和7年度予算について資機材価格の高騰及び人件費の上昇等を踏まえた前年度以上の十分な公共事業関係費の確保と地方への重点的な配分、実施中期計画の早期策定及び現行5か年加速化対策を大幅に上回る事業費（例えば、5年25兆円）の確保等を要望した（以下「全建要望活動」という。）。

また、11月6日 石破総理大臣、同月15日 中野国土交通大臣に対して、今井会長等から公共事業予算の確保等に係る緊急要望を行い、十分な公共事業費の確保、実施中期計画の早期策定及び現行5か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）の確保を要望した。



石破総理への要望

加えて、11月19日 自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」、12月13日 自民党「官公庁営繕を考える議員の会」においても、同様の要望を行った。

これらの結果、令和6年度補正予算で前年を上回る約2.4兆円、また令和7年度当初予算で前年を上回る6兆858億円の公共事業関係費が確保された。

また、年が明けて1月31日 自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟総会」（以下「品確議連総会」という。）において、さらに2月14日「建設業団体との賃上げ等に関する車座」（以下「車座」という。）において今井会長から石破総理大臣、中野国交大臣、赤澤賃上げ担当大臣に対して、賃上げの原資となる公共事業予算の増額確保を要望した。

（２）公共事業の円滑な施工

公共事業の円滑な施工に資するため、5月10日に3県協会長とともに国土交通省道路局との意見交換会を実施した。

7月には「発注関係事務の運用等に関するアンケート」を実施し、各都道府県協会で行っている各発注者との会議・意見交換会の実施状況や各都道府県協会の会員企業における不調・不落の状況を確認し、その結果を踏まえ、9月17日に開催された国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会において建設業界の施工余力は十分にあるとの見解を示した。

さらに、各都道府県協会における公共発注者との意見交換会や10月の地域懇談会・ブロック会議にて、施工余力は十分にある旨を主張した。

2. 公共工事等の適切な入札・契約

（１）公共工事の適切な入札・契約

「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」にて、各発注者における運用指針の運用状況や地域建設業界が抱える課題等の把握を行い、結果を国土交通省へ報告した（9月25日）。

また、国土交通省が令和5年度に実施した調査の結果等をまとめ、地方公共団体毎の入札契約適正化の取組状況が見える化したポータルサイトについて、各都道府県協会に情報を提供し、公共発注者との会議・意見交換を行う際の基礎資料として活用してもらうよう通知した（5月27日）。

10月の地域懇談会・ブロック会議で国土交通省幹部に、11月～12月の全建要望活動により政府・与党幹部に対して、入札制度のデフレ構造改善・労務費ダンピング防止のための予定価格の決定方法の見直し、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の見直し、一般管理費の算入率の引上げ、少額随契の上限額の見直し、ランク別の発注標準の見直しを求めた。また、1月31日 自民党品確議連総会において、同様の要望を行った。

結果として、低入札調査基準又は最低制限価格について中央公契連モデル（またはそれ以上）へ基準を変更した自治体が前年度から245件増加した。

また、12月20日には国土交通省のランク別発注標準が、建設費工事費デフレータの上昇を踏まえ、それぞれ1.14倍引き上げられた。

少額随意契約の上限額の見直しについて、財務省の予決令及び予決令臨時特例に関するパブリックコメントに対して、前回基準額改定時からの物価上昇を踏まえた引上げの要望を行った（12月19日）。その結果、予決令及び地方自治法施行令が改正され、国及び都道府県・政令指定都市における随意契約の基準額が現行250万円から400万円に、政令指定都市以外の市区町村においては現行130万円から200万円に引き上げられた（令和7年4月1日施行）。

中央建設業審議会（以下「中建審」という。）の下に設置された「労務費の基準に関するワーキンググループ（WG）」に、昨年度の基本問題小委員会に引き続き、岡山県協会荒木会長が委員として出席し、労務費の行き渡りの実効性確保の前提として入札段階で労務費を引き下げないための入札制度の改善等の意見を述べ、同WGで入札制度についても検討を行うこととなった。

2月14日の「車座」において、今井会長から石破総理大臣等に対して、建設業が持続的に賃上げができるよう、地方自治体を含めた公共工事の入札制度の改善を求めた。

（2）建設資材価格の高騰への対応

「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」にて、建設資材の実勢価格の予定価格への反映状況のほか、スライド条項や設計変更に関する運用状況や課題等の把握を行い、現状を国土交通省へ報告した（9月25日）。

地方公共団体における議決契約の専決処分範囲について確認依頼し、その結果を各都道府県協会に情報提供し、公共発注者との会議・意見交換を行う際の基礎資料として活用してもらおうよう通知した（8月19日）。

10月の地域懇談会・ブロック会議で国土交通省幹部に、11月～12月の全建要望活動により政府・与党幹部等に対して、建設資材の実勢価格の予定価格への反映、スライド条項や設計変更の適切な運用等を要望した。

その結果、改正品確法の運用指針に、賃金及び物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合に設計変更するスライド条項を請負契約書に規定することが盛り込まれた。

（3）民間工事における適切な契約・価格転嫁

「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」にて、中建審「工期に関する基準」に基づく工期設定状況のほか、施工条件や資材価格高騰等に伴う設計変更に関する状況や課題の把握を行い、国土交通省へ報告した（9月25日）。

民間工事における価格転嫁の交渉時の参考となるよう、民間発注者の自主行動計画の策定状況について調査し、理事会、協議員会にて紹介した（9月18日）。

契約後の状況の変化を踏まえた変更協議への対応について、国土交通省から意見照会があり、民間発注者による誠実な変更協議対応を確保するよう要望した（9月26日）。

また、建設業法改正に伴う法令遵守ガイドラインの見直しについて、国土交通省からの意見照会に際し、「当初契約及び契約締結後の資機材価格等の上昇により通常必要と認められる原価に満たない状況は、建設業法第19条の3「不当に低い請負代金の禁止」に該当し建設業法違反となる」旨を記載するよう意見を提出（11月8日）し、加えて同ガイドライン改定に係るパブリックコメントに対しても、同様の意見を提出した（同月18日）。

その結果、全建の意見が受け入れられ、契約後に価格高騰により原価が請負金額を上回った場合に発注者が契約変更しない場合も該当するとして法令遵守ガイドラインに定義づけられた（12月13日）。

3. 災害・除雪・防疫対応

（1）体制の整備

石川県などの能登半島地震で被災した各県の建設会社や建設従事者向けの様々な支援メニューを国土交通省の協力を得て作成し、被災した建設業協会に情報提供することにより、被災地の会員企業及び建設従事者の支援を実施した（5月1日）。

「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」にて、除雪、災害復旧活動に係る課題を把握し、結果を国土交通省へ報告した（9月25日）。

発注者との災害協定及び指定公共機関の指定、地方防災会議委員就任状況について、各都道府県協会における締結・就任状況を確認（6月25日）し、国土交通省及び各都道府県協会に周知した。

8月8日に発生した日向灘を震源とする地震に伴い発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受け、南海トラフ地震防災対策推進地域の都道府県協会（29協会）に対し、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災体制の確保等について」を発出し、業務内容の確認など徹底した備えを行うことを周知した（同月9日）。

災害対策基本法に定める「指定公共機関」としての役割を果たすため、全建事務所が使用不能に陥った想定で、代替拠点（東日本建設業保証 本社2階大会議室）における防災訓練を3月6日に実施し、代替施設利用にかかる必要な備品や準備及び課題について確認した。

激甚化・頻発化する災害に対応するため、地域建設業がICT機器を活用し現場の安全性を確保しつつ、迅速かつ円滑な災害復旧活動を行うことを目的として新たに創設された国土交通省の「建設市場整備推進事業費補助金」事業を、全建が受託することとした（3月11日交付決定）。

（2）広報

12月4日、2月19日、地域建設業の災害発生時の活躍を広く国民に周知するための方法、テックフォースとの連携等について、国土交通省と意見交換を行った。

さらに、上記について各都道府県建設業協会に対して意見照会を行った結果を3月3日に開催された総務委員会にて審議し、国土交通省へ報告した。

また、能登半島豪雨や防疫対応等で地域建設業が災害時に



マンガ冊子

活躍している情報をLINEWORKSなどで収集し、X（旧Twitter）等のSNSで随時発信した。

さらに、令和5年度に作成した建設業の災害対応についてのYouTube動画をマンガ化した冊子や災害対応をPRするポスターを作成し、建設業の災害対応をさらに周知した。



X（能登半島豪雨）

4. 労働環境の整備（賃上げ、働き方改革等）と人材確保

（1）賃上げ

① 建設技能者の賃金の引上げ

昨年3月8日に内閣総理大臣と関係閣僚出席のもと実施された「建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会」で申し合わせた「5%を十分に上回る上昇」を目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等を進めるため、取組のための通知の発出（4月1日）、目標周知用ポスターの作成等により各都道府県協会及び会員企業と連携して取組を行った。

9月17日、「国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会」において、今井会長から、週休2日になっても週6日労働の時以上の年収となるよう大幅な公共工事設計労務単価の引上げ、技能者以外の賃上げのため現場管理費・一般管理費の引上げ等を要望した。

10月の地域懇談会・ブロック会議で国土交通省幹部に、11月～12月の全建要望活動により政府・与党幹部に対して、建設技能者の賃上げのため公共工事設計労務単価の更なる引上げ及びその他の建設業従事者の賃上げのため現場管理費・一般管理費の引上げ等を要望した。

11月6日 石破総理大臣、同月15日 中野国土交通大臣に対し、今井会長等から建設技能者の賃上げのため公共工事設計労務単価の更なる引上げ及びその他の建設業従事者の賃上げのため現場管理費・一般管理費の引上げを要望した。

加えて、12月13日 自民党「官公庁営繕を考える議員の会」、1月31日 自民党「品確議連総会」においても同様の要望を行った。



石破総理との申し合わせ「車座」

その結果、3月から適用される公共工事設計労務単価については、全国平均6.0%（主要12職種平均5.6%）の引上げ（13年連続）となった。

これを受けて、2月14日の「車座」において、令和7年には、建設技能者の賃上げ目標について「概ね6%程度の引上げ」を目指し、全ての関係者が取組を進めることを申し合わせた。

② 労務費の適切な転嫁の促進

労務費の価格転嫁を促すため、新たに全建の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」を策定（4月23日 理事会決定）するとともに、各都道府県協会に周知した。

また、「パートナーシップ構築宣言」（国交省・中小企業庁）の新しいひな形を各都道府県協会に周知した（5月1日）。



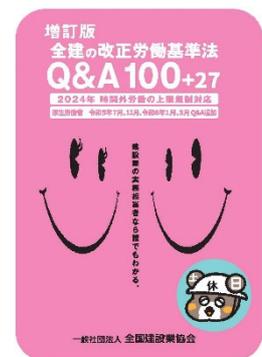
③ 賃金の行き渡り

中建審「労務費の基準に関するワーキンググループ（WG）」に、昨年度の基本問題小委員会に引き続き、岡山県協会荒木会長が委員として出席し、全建としての意見・要望を行った。

（2）働き方改革の着実な推進

建設業における時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことから、働き方改革の一層の促進・深化に向け、「目指せ週休2日+360時間（2+360 ツープラスサンロクマル）運動」に引き続き取り組んだ。また、前年度より開始した「工期に関する基準」（中建審）に沿った見積り・提案を行う「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～」についても引き続き取り組んだ。

また、前年度刊行した「全建の改正労働基準法Q&A100」について、労働基準法第33条関係Q&A（厚生労働省通知）等を追加記載した「増訂版全建の改正労働基準法Q&A100+27」を12月に刊行した。併せて、昨年度開設した「全建 労働関係法令相談室」の利用促進を行い、会員企業が日頃直面する労働関係法令全般に関する疑問事項の解決を図った。



「Q&A100+27」

目指せ！建設現場



「土日一斉閉所ポスター」

取り組んでいただいた。

民間発注機関への働きかけとして、11月5日に今井会長等から不動産協会に対し、①建設現場における土日閉所を前提とした適正な工期の設定、②休日が増えても日給制の多い建設技能

さらに、日本建設業連合会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（3月から日本空調衛生工事業協会、日本電設工業協会も参加）と連携し、建設業界が一丸となって建設現場を毎週土日閉所する「目指せ！建設現場土日一斉閉所運動」に取り組んだ。併せて、各都道府県協会において、地域の実情に応じて、対象工事を「全工事現場」「まずは公共工事から」の何れかを選ぶこととし、ポスターを作成するほか、建設業関係労働時間削減推進協議会にも参加するなど積極的に同運動に取り組



不動産協会への要望

者の減収にならないよう、必要となる費用の請負代金への反映の2点について要望を実施した。

(3) 建設キャリアアップシステムの普及促進

建設キャリアアップシステムの普及促進のため、「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、これまでの42都府県協会に加え、第5次登録として新たに4協会を追加登録した。また、3月19日に登録46協会の専務理事等をメンバーとする地域CCUS推進委員会を開催し、出席した国土交通省等関係機関との意見交換及び要望等を行った。

都道府県協会の窓口において、建設業振興基金のCCUS登録窓口である認定登録機関(7協会)及び登録支援機関(25協会)を設置するとともに、登録利用促進活動(27協会)について、取組事例を収集し、各協会に周知すること等により活動の拡大を図った。

その結果、3月末現在の会員企業におけるCCUS事業者登録数は10,572社(全会員企業に占める登録率56.4%、対前年同期比918社、4.8ポイントアップ)となった。

また、10月の地域懇談会・ブロック会議や11月～12月の全建要望活動等において、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等について要望を行った。

(4) 人材確保の取組

① 若年者の人材確保

「建設業における新規高等学校卒業予定者等採用関連情報の提供について」を発出し、全建でまとめた「建設業における新規高等学校卒業予定者の採用選考の基本」、「建設業における新規高等学校卒業予定者の採用選考のポイント」の2つの冊子を送付し、新規高等学校卒業予定者の採用手続き等を周知した。また、「建設業若年者理解・定着促進事業(つなぐ化事業)の周知について」を発出し、若年者の建設業への入職・定着促進の一助となる本事業(厚生労働省)の活用を勧奨した(以上6月18日)。

② 女性の定着促進

全建の「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」に基づき、女性部会未設立協会へ設立を働きかけ、その結果32協会が協会内に女性部会を設置済み(6協会増)、11協会が地域における女性活躍促進活動に参加済み(増減なし)となった。

また、国土交通省及び建設6団体等による「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の策定作業に参画し、同計画を3月14日策定した。

③ 高齢者・障害者の雇用促進

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、「労働環境の整備に関するアンケート」において、会員企業の高齢者雇用の状況等を把握し、会員企業に情報提供した(10月1日)。

④ 外国人の人材確保

会員企業において外国人技術者の需要が高まっていることから、技術者を採用するための在留資格をまとめたリーフレット「外国人技術者の採用ガイド」を作成(3月25日)し、各都道府県建設業協会に対し配布した。

その他、「育成就労制度」の創設に係る国の動きを適宜周知した。



外国人技術者の採用ガイド(リーフレット)

(5) 労働災害防止対策の推進

「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について」(4月5日 厚生労働省)など、安全衛生関連の施策や関係法令の改正について周知を行った。

また、現場技術者を対象に実施する労働安全を中心とした研修会(開催地の建設業協会及び建設業福祉共済団との共催)を開催(全14回、受講者727名)し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントを用いた作業手順書の作成演習を行うなど同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図った。

(6) その他

働き方改革及び人材確保の取組をテーマとして、11月7日、全国建設労働問題連絡協議会を開催し、次の講演を行った。

- ① 「若手人員比率23%→54%を実現した人材採用・育成の取組」

株式会社生駒組 取締役副社長 生駒 亮太 氏

- ② 「建設現場における外国人材との共創と課題」

萩原建設工業株式会社 専務取締役 澤井 育雄 氏

- ③ 「現場土日閉所の取り組みについて」

株式会社橋本組 執行役員 技術支援部 Executive 曾根 律 氏



全国建設労働問題連絡協議会

④ 「中小建設業における土日一斉閉所の目的と対策」

龍南建設株式会社 代表取締役 川浦 幸治 氏

5. 生産性の向上

(1) 生産性の向上に向けた取組

4月から5月にかけて「令和6年度生産性向上の取組に関するアンケート」を実施し、その結果を国土交通省へ報告した。

国土交通省よりICT施工やBIM/CIM活用の課題等について照会（8月1日）があり、全建土木専門委員会及び建設ICT専門委員会委員等の意見を国土交通省に情報提供した。その結果、国土交通省より各地方整備局等へ、受注者からデジタル技術を活用した新しい施工管理、監督・検査の手法の実施について提案があった場合は、積極的に試行するよう通達が出された（11月8日）。

10月の地域懇談会・ブロック会議や11月～12月の全建要望活動において、生産性向上のため、中小企業のICT活用工事の積算基準の見直し、設備投資への助成等を要望した。

その結果、迅速かつ円滑な災害復旧活動を行うことを目的に地域建設業へのICT機器の普及を図るため新たに創設された国土交通省の「建設市場整備推進事業費補助金」事業を、全建が受託することとした（3月11日交付決定）。（再掲）

その他、以下の委員会に全建の各専門委員が出席し、情報収集するとともに、施工者側として意見を述べた。

- ・「BIM/CIM基準・要領改訂に関するPT」（5月30日、7月3日、8月28日、10月10日、12月3日）
- ・「建設施工における現場作業支援のDXに関するWG」（7月1日、2月19日）
- ・「建築BIM環境整備部会」（7月18日）
- ・「令和6年度公共測量に関する課題の調査検討委員会」（8月5日、9月24日、11月6日）
- ・「ICT導入協議会」（9月30日）
- ・「i-Construction・インフラDX推進コンソーシアム 企画委員会」（12月2日）
- ・「建築BIM推進会議」（12月25日）
- ・「施工データ集約・活用のためのスタディグループ」（2月10日）

(2) 建設技術者の技術力向上に向けた取組

4月から6月にかけて、「令和6年度全建技術研究発表会」の事例募集を行い、各都道府県協会会員企業より、建設工事の施工上の工夫・改善事例、新技術の開発・活用事例92件の応募があった。応募事例は、10月に開催された建設工事事例選考委員会での選考を経て、67事例を優秀賞として選出し、2月に全建会員専用ホームページに掲載した。

また、各都道府県協会会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、11月22日に「技術研究発表会」を開催し、特に優れた優秀賞の11事例の発表を行い、高度技術部門と創意工夫部門でそれぞれ最優秀賞を選出した。その結果について、全建ジャーナルやマスコミを通じて情報発信し、さらに全建ホームページやYouTubeでも情報発信した。

国土交通省より、同省の建設現場実装プロジェクトに応募した高専2校（岩手県：一関工業高等専門学校、東京都：東京工業高等専門学校）への支援依頼があり、それぞれの地元である岩手県協会と東京協会に対して、協力企業の募集依頼を実施し（5月16日）、岩手県協会の榊平野組と東京協会の西松建設㈱から応募があり、現場実装の取組を進めていくことになった。

(3) 技術者専任制度の改正への対応

建設業法の改正によりICT活用などを要件に専任技術者の複数現場兼務や営業所技術者の現場兼務等の合理化が図られることとなり、12月12日開催の理事会にて、現場技術者の専任の合理化や監理技術者制度運用マニュアル改正案等について報告した。

また、12月19日「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行について」、及び1月30日「監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について」（いずれも国土交通省通達）を各都道府県協会へ周知した。



事例発表の様子



優秀事例の表彰

6. 経営の改善

(1) 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和7年度税制改正要望について、各都道府県協会への意見照会の上、税制専門委員会等の審議を経て、国土交通省へ要望書を提出した（9月11日）。

自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」（11月19日）及び「官公庁営繕を考える議員の会」（12月13日）にて、令和7年度税制改正に関する要望を行った。

その結果、12月20日、自民・公明両党より「令和7年度税制改正大綱」が公表され、その後閣議決定を経て、期限の延長など要望事項が概ね認められた。

約束手形の利用廃止、手形期間の短縮、下請債権保全支援事業等について、国土交通省からの通達事項やアンケートについて、各都道府県協会へ適宜情報提供を行った。

また、約束手形・小切手の利用廃止及び電子化に向け、全国銀行協会による説明会について、各都道府県協会へ情報提供を行った（10月15日）。

インボイス制度導入後の運用制度の改善に資するため、8月に各都道府県協会会員企業に対して同制度への対応状況に関するアンケートを実施し、調査結果をとりまとめ、国土交通省に報告した（9月25日）。

セーフティネット保証5号に基づく業種指定調査を計4回（5月、8月、11月、2月）実施し、調査に基づく要望を提出し、その結果、四半期毎の各指定期間において、建設業が保証制度の特定業種指定を受けた。

フリーランス・事業者間取引適正化や下請取引の適正化等への取組について、国土交通省からの通知文を各都道府県協会へ情報提供を行った（11月11日）。

(2) SDGs 経営への取組

全建ジャーナル「SDGs 取組事例」において、各都道府県協会を通じて会員企業に取組事例を募集し、4月～7月号及び3月号で優良事例等について記事掲載を行った。

7月26日に建設業社会貢献活動推進月間中央行事を開催し、各都道府県協会より推薦のあった、各都道府県協会会員企業による優れたSDGs活動3事例を「社会貢献・SDGs 功労者表彰」（SDGsへの取組）として表彰するとともに、うち1事例について事例発表を行った。発表の様子はYouTubeで発信した。

また、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールするため、上記3事例を含む表彰事例について、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するとともに、全建ホームページへ掲載した。

(3) GXに係る環境問題への対応

5月29日付で「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（周知依頼）」を发出し、1年間のストックヤード登録の猶予期間を経て6月1日から元請事業者等による最終搬出先までの確認の義務化について各都道府県協会に周知した。

改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議の第3回（6月27日）及び第4回（12月16日）に参画し、情報提供や意見交換を行うとともに、国土交通省からの通知文を各都道府県協会へ周知した。

また、脱炭素社会の実現に係る国土交通省からの各種通知を各都道府県協会に周知した。

7. 戦略的広報の推進

(1) 「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

令和6年能登半島地震への対応状況について、地域建設業が「地域の守り手」としての活動する状況を対応活動ごとに時系列にまとめ、ホームページに掲載するとともに建設専門紙に掲載するなど広く周知した。

全建の事業活動や各都道府県協会、会員企業が行った様々な活動について、ホームページや全建ジャーナル、建設専門紙等への積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

また、5月18日「利根川水系連合・総合水防演習」、10月19日・20日「防災推進国民大会」に出展し、災害現場で活躍する建設業の「地域の守り手」としての活動を広くPRした。

さらに、建設業の災害対応についての取組をPRする、マンガ動画冊子やポスターを作成し、広く一般の方々に向けて情報発信を行った。



防災推進国民大会



災害対応PRポスター

(2) 広報体制の充実・強化

国土交通省より品確法運用指針（案）に対する意見照会があり、各項目について、より具体的な記載となるよう意見するとともに、特に災害時に地域の守り手として地域建設企業が活動する姿を発注者が記録し、それを広く周知する具体的な方法や体制整備の例を記載すること、及びテックフォースや各発注者にその取組を広める等の記載を追記するよう意見・要望を行った（9月26日、11月26日）。

その結果、災害現場での活動状況を記録した写真などを国や地方公共団体をはじめとする関係者のウェブサイトやSNSなどを活用して公開するなどの取組に努める旨等が運用指針に追記された（2月3日）。

12月4日、2月19日、地域建設業の災害発生時の活躍を広く国民に周知するための方法、テックフォースとの連携等について国土交通省と意見交換を行った（再掲）。

全建ジャーナルについて、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県協会が行っている取組やSDGs・社会貢献活動、働き方改革や広報活動等に力を入れている会員企業を紹介した。また、建設業の魅力の発信するため、全国の歴史的建造物を紹介する記事を連載するなど、誌面の充実にも努めた。

また、X（旧 Twitter）などのSNSを活用し、全建の各種取組及び都道府県協会、会員企業等の各種取組を発信した。

8. 建設業における社会的責任への取組

（1）建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

各都道府県協会及び会員企業に対し、建設業が国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、より適正な企業（団体）活動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの徹底にも努めた。

（2）建設業の社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である7月26日に、19回目となる中央行事を経団連会館において開催した。

中央行事では、各都道府県協会・支部・地区協会及び会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動52事例を顕彰するとともに、代表的な事例として石川県協会の「令和6年能登半島地震における災害復旧支援活動」、山形県協会米沢支部青年部の「婚活支援事業の取り組み」、古郡建設



事例発表の様子

株式会社（埼玉県協会）の「官民連携で楽しくSDGsプロセスに参加できる「Plogging」

（プロギング）」、山形県協会最上支部の「動画【DOBOKUのススメ】の制作について」、ヤマダイインフラテクノス株式会社（愛知県協会）の「ウシワカ・プロジェクト活動紹介」の5事

例の発表を行った（山形県協会米沢支部青年部は災害対応のため上京できず）。発表の様子はYouTubeで発信した。

また、表彰された52事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

9. 地域懇談会・ブロック会議の開催と提言活動、アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の実施

① 発注関係事務運用指針の運用状況等に関するアンケート

7月に「発注関係事務の運用状況等に関するアンケート」を実施し、運用指針の運用状況を確認し課題の把握を行い、結果を各都道府県協会や国土交通省へ情報提供するとともに、全建ホームページに掲載した。また、全国版のほか、都道府県毎の報告書を作成し、各都道府県協会へ提供した。

② 労働環境の整備に関するアンケート

働き方改革への取組及び多様な人材の活用を推進する中で、会員企業の取組状況等を把握し、課題を抽出するため、7月に「労働環境の整備に関するアンケート」を実施し、結果を各都道府県協会や国土交通省へ情報提供するとともに、全建ホームページに掲載した。

③ 生産性向上の取組に関するアンケート

4月から5月にかけて「令和6年度生産性向上の取組に関するアンケート」を実施し、結果を各都道府県協会や国土交通省へ情報提供するとともに、全建ホームページに掲載した。

(2) 地域懇談会・ブロック会議

10月に全国9地域で地域懇談会・ブロック会議を開催し、(1)のアンケート結果等を踏まえ、公共事業予算や働き方改革、価格転嫁や災害対応など、建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望を地域建設業界の声として取り上げ、国土交通省幹部と議論した。

[令和6年度地域懇談会・ブロック会議]

10/8 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議 (東京・千代田区)	10/21 東海地域懇談会・ブロック会議 (津市) 10/22 九州地域懇談会・ブロック会議 (宮崎市)
-------------------------------------	---

10/11 四国地域懇談会・ブロック会議（徳島市）	10/23 東北地域懇談会・ブロック会議（青森市）
10/16 近畿地域懇談会・ブロック会議（和歌山市）	10/25 北海道地域懇談会（札幌市）
10/17 中国地域懇談会・ブロック会議（鳥取市）	10/29 北陸地域懇談会（新潟市）



関東甲信越ブロック会議



近畿地方ブロック会議

（3）令和6年度全建要望とその他の要望活動

各地域懇談会・ブロック会議で出された意見・要望を、全国47都道府県協会の総意として「令和6年度全国建設業協会要望（国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）」として取りまとめ、11月から12月にかけての全建要望活動で用いるとともに、12月12日に各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及び理事・ブロック幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

また、1. 2. 4. 5. 6. で記載のとおり、国土強靱化実施中期計画の早期策定、補正予算、当初予算、労務単価の引上げ、税制改正等適時適切に要望活動を実施した。

10. その他の事業・行事の開催

（1）役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

- ① 監事監査(4月25日)
- ② 理事会(4月26日、6月4日、6月20日、9月18日、11月19日、12月12日、2月14日、3月11日)
- ③ 正副会長会議(4月26日、6月4日、6月20日、9月18日、11月19日、12月12日、2月14日、3月11日)

- ④ 定時総会(6月4日)
- ⑤ 協議員会(9月18日、3月11日)
- ⑥ 全国会長会議(11月19日)
- ⑦ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会(12月12日)
- ⑧ 全国専務・事務局長会議(3月19日)

(2) 各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会(12月10日、3月3日)
- ② 総合企画委員会(10月9日、2月14日)
- ③ 経営委員会(9月4日、2月6日)
- ④ 建設生産システム委員会(9月13日、2月26日)
- ⑤ 労働委員会(8月28日、2月18日)
- ⑥ 表彰部会(5月31日(リモート)、3月28日(リモート))
- ⑦ 税制専門委員会(5月21日)
- ⑧ 建設工事事例選考委員会(10月1日)
- ⑨ 地域CCUS推進委員会(3月19日)



全建表彰



慰霊法要

(3) 行事・諸会議の開催

① 全建表彰(6月4日)

経団連会館において開催した定時総会において、表彰規程第2条関係245名、同第4条関係139社、同第5条関係585名の計969件を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。



施設見学会

② 建設関係殉職者慰霊法要(9月18日)

増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた24柱の御霊を合祀した。これにより、昭和12年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、63,120柱となった。

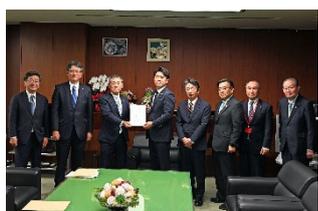
③ 経営者層の研鑽のための施設見学会(2月14日)

全建役員、事務局等で、東京都中央区の戸田建設新社屋(TODA BUILDING)を見学した。

1 1. 主な要望事項等

◎ 令和6年度 全国建設業協会要望（国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）

（11月19日～12月6日）



11月19日
中野国土交通大臣



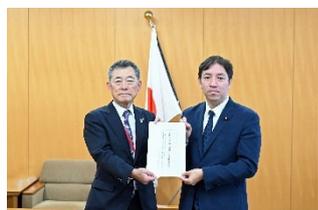
11月19日
自民党 森山幹事長



11月19日
自民党 鈴木総務会長



11月19日
自民党 小野寺政務調査会長



12月4日
鳩山国土強靱化副大臣



12月6日
公明党 西田幹事長



12月6日
公明党 岡本政務調査会長

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とすると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続き、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

また今年も、能登半島を襲った地震・豪雨の二重災害や日向灘地震など、地震、豪雨、台風等による大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があります。そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような長期的な事業計画が必要不可欠となります。

なお、一部で建設業界に施工余力が乏しいと主張する声があると聞きますが、全くの誤解であり、むしろ実質事業量の減少に苦しんでいる状況です。

本会では、新3K（給与、休暇、希望）+K（かっこいい）の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」、「適正工期見積り運

動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開しているほか、技能者の5%を十分に上回る賃上げ、ICTの活用、DXの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年10月に、全国9ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和7年度予算において、資機材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた、今年度を大きく上回る公共事業関係費を確保すること。

また、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化を着実に進めるため、公共事業関係費を含む今年度補正予算については、昨年度以上の十分な事業量を確保すること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

2. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度当初からスタートさせること。

併せて同計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の5か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むこと。

なお、国土強靱化事業については、補正予算のみならず、令和7年度当初予算においても別枠で確保すること。

3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行うこと。

4. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費等のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限率（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）の引上げ、計算式の見直しなどの強化に取り組むこと。

デフレを前提として長年見直しが行われていない、少額随契の上限額（地方自治法施行令）、ランク別の発注標準を見直すこと。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運

用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

PFI が品確法逃れとならないよう、公共工事を含む PFI 事業の発注についても、同法を準用して、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

能登半島において、速やかに復興係数等の被災地特例を実施するとともに、東日本大震災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

5. 本年 4 月に始まった時間外労働の上限規制を踏まえ、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直し（例えば、月給制前提の制度化等）や補正係数の引上げ等を行うこと。

週休二日制を基本としつつ、積雪寒冷地など工事に適さない期間がある地域等での多様な働き方を可能とする変形労働時間制の見直しを検討すること。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、実態に即して作業効率の低下を踏まえた歩掛の見直し、熱中症対策費の計上、WBGT 値に基づく休憩・休止の増加による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、(1 日 8 時間作業を前提とした) 標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して周知徹底するとともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

6. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、目的がある程度達成した時点で廃止するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

7. 建設キャリアアップシステムについては、同システムによる技能者の処遇改善が実効性のあるものとなるよう、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

8. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM/CIMの拡大に向けて、中小規模のICT活用工事における積算基準の見直しやICT活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリート構造物のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるDX化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れること。

さらに、建退共システムについて、建設キャリアアップシステムとのポイント連動のためにも、その電子申請化を推進すること。

9. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出勤に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組みを検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

10. 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かつこい）活躍が広く国民に周知されるよう、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出勤した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の

入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

11. 地域建設業への若手技術者等の入職を促進するため、高校等の建築・土木系学科の維持・拡充、普通科における就職支援コースの導入等に、産学官の連携により取り組むこと。
女性の入職・定着を図るため、女性がより一層働きやすい現場環境の整備（水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及び必要な経費を積算へ反映すること。
また、外国人労働者の確保・定着のため、各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能2号への移行をさらに円滑にすること。

◎ 令和7年度 税制改正に関する要望

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域建設業を取り巻く環境は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、昨年は、円安や世界各地における安全保障環境の悪化等に起因する資機材価格の高騰や品薄などの影響を大きく受けました。

また、気候変動の影響により近年頻発化、激甚化している豪雨や台風等の災害が、全国各地で発生し、河川の氾濫等の甚大な被害をもたらしたほか、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震により、北陸地方は甚大な被害を受けるなど、今後、発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性や防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大しています。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきました。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

につき、令和7年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減措置の延長等

(法人所得のうち 800 万円以下の所得金額につき特例 15%の適用期限を延長、適用対象である所得金額の引上げ、軽減税率の更なる引下げ)

2. 中小企業経営強化税制の延長等

(一定の設備取得・製作等に対する即時償却又は取得価格の 10%税額控除の延長、制度の拡充、申請手続の簡素化)

3. 中小企業投資促進税制の延長等

(機械装置等の対象設備取得・製作等に対する取得価格の 30%特別償却又は 7%税額控除の延長、被災県内の中小建設企業に限り特別償却率、税額控除率の引上げ)

4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

(事業継続力強化計画に記載の設備取得に対する特別償却の延長)

5. 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長

(認定先端設備等導入計画に基づく設備投資に対する軽減措置の延長)

6. 建設工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等

(建設工事請負契約書の印紙税の撤廃又は非課税対象範囲の拡充)

II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

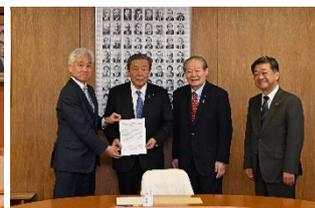
◎ 国土強靱化の更なる推進に関する要望 (5月14日～29日)



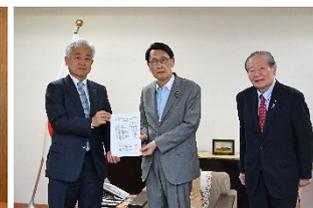
5月14日
松村国土強靱化大臣



5月15日
自民党 茂木幹事長



5月15日
自民党 森山総務会長



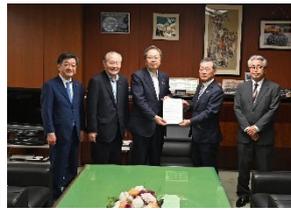
5月15日
自民党 渡海政務調査会長



5月15日
自民党 金子組織運動本部長



5月15日
自民党 林 前地方創生実行統合本部長



5月29日
齊藤国土交通大臣

近年は、地球温暖化に伴い全国各地で自然災害の激甚化、頻発化の傾向が顕著となっており、また首都直下地震や南海トラフ巨大地震等のような大規模地震に対する備えなど、防災・減災、国土強靱化に向けた取り組みの重要性はますます大きくなっておりま

す。国土強靱化のための「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」の推進により防災・減災の効果は確実に現れてきているところですが、依然として毎年のように台風・豪雨等による大規模災害が発生しているほか、1月の能登半島地震に続き、台湾、豊後水道と、このところ連続して大地震が発生しており、対策の緊急性もますます高まっています。

しかしながら、現行の「5か年加速化対策」においては、これまでの4年度で、閣議決定時の事業規模である国費7兆円台半ばのうち既に87%程度が予算措置されており、残りは1兆円にも満たないことから、このままでは最終年度に必要な事業量を確保できないことが想定されます。

さらに、同対策においては、現在の建設業を取り巻く建設資機材の価格高騰、人件費の上昇等が反映されてお

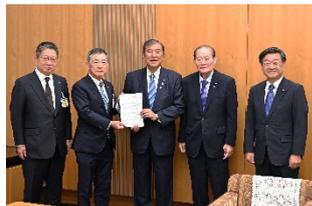
りません。つきましては、このような状況をご賢察のうえ、下記事項の実現を図っていただきたくお願い申し上げます。

記

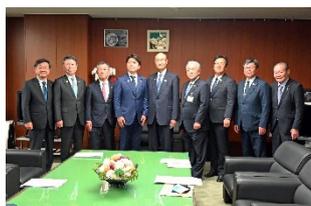
1. 国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、「5か年加速化対策」の終了を待つことなく、昨年法定化された「国土強靱化実施中期計画」を一刻も早く、令和6年の早期に策定していただきたいこと。
2. 新たに策定する実施中期計画では、災害対策の必要性・緊急性及び建設資機材の価格高騰等を踏まえ、単年度当たりの事業量を、「5か年加速化対策」を大きく上回るものとしていただきたいこと。

以上

◎ 公共事業予算の確保に係る緊急要望（11月6日・15日）



11月6日
石破内閣総理大臣



11月15日
中野国土交通大臣

今年も日本各地で地震・台風・豪雨による災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けていることに加え、老朽化が進んでいるインフラの効率的な維持管理も必要であり、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする地域の基幹産業として、地方創生のための重要な役割も担っています。

地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を持続的に果たしていくためには、健全で安定した経営、処遇改善による担い手の確保が必要であり、そのためには、安定的・持続的な公共事業量の確保、経営の見通しが立つよう長期的な事業計画の策定、他産業に負けない処遇の実現（賃上げ等）が不可欠です。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 5か年加速化対策等の防災・減災、国土強靱化を着実に進めるとともに、地方創生にもつながる経済成長力に資するインフラ整備を加速するため、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び能登半島地震等災害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和6年度補正予算の総額を増やし、昨年度以上の十分な公共事業費を確保すること。
さらに、令和7年度当初予算についても、資機材価格の高騰等を踏まえ、今年度を大きく上回る公共事業費を確保すること。また、十分な発注件数を確保すること。
2. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度からスタートさせること。
当該計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現加速化対策を大幅に上回る事業量(例えば、5年25兆円)とすること。
3. 建設技能者の賃上げのため、公共工事設計労務単価の更なる引上げと、その他の建設業従事者の賃上げのため、現場管理費、一般管理費の引上げを実施すること。

以上

◎ 令和7年度 予算・税制等に関する要望

(11月19日 自民党 予算・税制等に関する政策懇談会)



予算等に関する要望事項

今年も日本各地で地震・台風・豪雨による災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けていることに加え、老朽化が進んでいるインフラの効率的な維持管理も必要であり、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする地域の基幹産業として、地方創生のための重要な役割も担っています。

地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を持続的に果たしていくためには、健全で安定した経営、処遇改善による担い手の確保が必要であり、そのためには、安定的・持続的な公共事業量の確保、経営の見通しが立つよう長期的な事業計画の策定、他産業に負けない処遇の実現（賃上げ等）が不可欠です。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 5か年加速化対策等の防災・減災、国土強靱化を着実に進めるとともに、地方創生にもつながる経済成長力に資するインフラ整備を加速するため、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び能登半島地震等災害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和6年度補正予算の総額を増やし、昨年度以上の十分な公共事業費を確保すること。
さらに、令和7年度当初予算についても、資機材価格の高騰等を踏まえ、今年度を大きく上回る公共事業費を確保すること。また、十分な発注件数を確保すること。
2. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度当初からスタートさせること。当該計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現加速化対策を大幅に上回る事業量(例えば、5年25兆円)とすること。
3. 建設技能者の賃上げのため、公共工事設計労務単価の更なる引上げと、その他の建設業従事者の賃上げのため、現場管理費、一般管理費の引上げを実施すること。

令和7年度税制改正に関する要望事項

(略) P24～25 I. IIに同じ

◎ 官公庁営繕工事に関する要望

(12月13日 自民党 官公庁営繕を考える議員の会)



官公庁営繕工事に関する要望

今年も日本各地で地震・台風・豪雨による災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けていることに加え、老朽化が進んでいるインフラの効率的な維持管理も必要であり、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする地域の基幹産業として、地方創生のための重要な役割も担っています。

地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を持続的に果たしていくためには、健全で安定した経営、処遇改善による担い手の確保が必要であり、そのためには、安定的・持続的な公共事業量の確保、経営の見通しが立つよう長期的な事業計画の策定、他産業に負けない処遇の実現（賃上げ等）が不可欠です。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 5か年加速化対策等の防災・減災、国土強靱化を着実に進めるとともに、地方創生にもつながる経済成長力に資するインフラ整備を加速するため、令和6年度補正予算を早期に成立させること。

さらに、令和7年度当初予算についても、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び能登半島地震等災害の激甚化・頻発化を踏まえ、今年度を大きく上回る公共事業費を確保すること。

また、国民の生活を支える官公庁施設整備を着実に推進するため、令和7年度当初予算において今年度を大きく上回る関係予算を確保すること。

さらに、十分な発注件数を確保するとともに、地方に重点配分すること。

2. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度当初からスタートさせること。

当該計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現加速化対策を大幅に上回る事業量(例えば、5年25兆円)とすること。

3. 建設技能者の賃上げのため、公共工事設計労務単価の更なる引上げと、その他の建設業従事者の賃上げのため、現場管理費、一般管理費の引上げを実施すること。

また、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映し、契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図るとともに、地方公共団体においても、適正な予定価格や円滑な価格変更を行うよう指導すること。

4. 時間外労働の縮減、週休2日制の徹底など建設業における働き方改革の推進を図るため、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」に沿った、現場の状況にあった適正な工期設定とすること。

(参考)

令和7年度税制改正に関する要望

(略) P24～25 I. IIに同じ

◎ 公共工事に関する地域建設業からの要望

(1月31日 自民党 品質確保に関する議員連盟総会)



地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生（東日本大震災や能登半島地震、頻発する豪雨・豪雪災害、さらに近い将来に発生することが懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等）時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

しかしながら、近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共投資の横ばいが続き、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定した持続可能な経営を続ける必要があります。そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような事業計画が必要不可欠となります。

さらに、建設業における時間外労働規制や週休二日等の働き方改革に取り組む中、地域建設業では、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための賃上げ等）の処遇改善が喫緊の課題となっています。

このため、下記の事項（令和6年度 全国建設業協会要望より抜粋し、一部時点修正）の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 技能者の賃上げに必要な公共工事設計労務単価の更なる引上げを行うこと。
また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。
2. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限率（0.92）、一般管理費の算入率（0.68）の引上げ、計算式の見直しを行うこと。
デフレを前提として長年見直しが行われていない少額随契の上限額（地方自治法施行令）を見直すこと。
3. 改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の五か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むこと。
4. 公共事業費を含む来年度予算について、早期成立及び早期執行を図ること。
また、令和6年度補正予算についても、早期執行を図ること。
活力ある地方創生のため、公共事業予算を地方に重点配分すること

以 上